

# 横浜市立市民病院における科学研究費等の不正使用防止計画

令和3年8月6日 制定

横浜市立市民病院では、「横浜市立市民病院における科学研究費等による研究実施規程」第32条2項により、科学研究費等の適正な運営及び管理を行うため、横浜市立市民病院における科学研究費に関する不正使用防止計画を以下のとおり定める。

## 1 運営管理責任体制

- (1) 最高管理責任者：病院長  
組織全体を統括し、科学研究費等を受けて行う研究の実施、資金の適正な執行・管理について最終責任を負う者。
- (2) 統括管理責任者：副病院長  
最高管理責任者を補佐し、科学研究費等の運営及び管理について病院全体を統括する責任と権限を持つ者。
- (3) コンプライアンス推進及び倫理教育責任者：各診療科長  
定期的にコンプライアンス教育及び研究倫理教育を行い、継続的な啓発活動の実施、必要に応じて改善を指導する者。
- (4) 防止計画推進部署：臨床研究部  
最高管理責任者の直轄的な組織として、統括管理責任者と共に、科学研究費等の運営及び管理について全体を取りまとめる責任を持つ部署。
- (5) 内部監査部門：総務課  
最高管理責任者の直轄的な組織として内部監査を実施し、管理体制に不備がないか検証を行う実効性のある権限を持つ部門。
- (6) 監事：管理部長  
不正使用防止に関する内部統制の整備、運用状況について全体の観点から確認し、意見を述べる権限を持つ者。

## 2 不正使用防止計画

不正使用発生要因	不正使用防止計画	実施者	時期
(1) 病院内の責任の明確化			
・時間が経過することにより、各責任者の責任意識が低下する	・会議等において、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る	最高管理責任者	適時
	・各責任者の異動にあたり、引継ぎ等を明確に行い、責任意識の低下を防止する	-	-
	・院内のネットワーク及び病院のホームページにおいて行動規範等の指針を公開することで、責任の明確化	防止計画推進部署	適時

	を図る		
・科学研究費等の運営・管理に関する責任者及び権限が明確でない	・病院長を最高管理責任者とするなど、科学研究費を適正に運営及び管理するための責任と権限を明確にする	最高管理責任者	-
(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備			
・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である	・研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す ・研究活動に関わる全ての構成員は、研究倫理教育研修の受講を義務付ける	倫理教育責任者  倫理教育責任者	適時  年1回
・科学研究費等の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している	・研究活動に関わる全ての構成員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる ・不正使用を行った場合は、横浜市及び横浜市医療局病院経営本部の関連規程に基づき、懲戒処分等を含め、厳しい処分を行う	最高管理責任者  -	適時  -
(3) 科学研究費等の適正な運営及び管理活動			
・予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する	・研究課題ごとに収支簿を作成及び管理し、予算執行が計画的に行われているか随時確認する ・特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、期限を設けて事務手続きを進める	防止計画推進部署  事務担当者	年末  適時
・データの保守、データ構築など特殊な役務に関する検収が不十分である	・必ず作業報告書を提出させ、納品検収の適正な実施などにより、事務担当者だけではなく、研究者にも検収に立ち会ってもらう	事務担当者	適時
・科学研究費等を執行するにあたり、出入金処理はすべて事務担当者が行うため、研究者のみで取引業者に発注及び納品確認等を行うリスクは低い	・引き続き、横浜市及び横浜市医療局病院経営本部の関連規程に基づき、適正な事務処理を行う ・万が一緊急時対応として、研究者自らが発注等を行った場合には、事後に必ず事務担当者に報告する	事務担当者	適時

<ul style="list-style-type: none"> <li>取引業者が研究者または事務職員と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する可能性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の業者と不正な取引がないように、必要に応じて債務内容の確認など取引状況のチェックを行う。その際、不正な取引を行った業者が発覚した場合は、横浜市の関連規程に基づき、指名停止措置等の処分を行う</li> </ul>	防止計画推進部署	適時
<ul style="list-style-type: none"> <li>出張に伴う事実確認が不十分であると、二重払い等のリスクが高くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>院内のルールに則り、出張に伴い提出を義務づけている書類が全て揃っているか確認し、適正な事務処理を行う。また、勤怠管理システムに登録された内容との整合性を確認する</li> </ul>	事務担当者	適時
(4) 情報の伝達を確保する体制の確立			
<ul style="list-style-type: none"> <li>通報窓口がわかりにくいいため、不正が潜在化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図るため、ホームページを修正し、窓口等をわかりやすく掲載する</li> </ul>	防止計画推進部署	適時
<ul style="list-style-type: none"> <li>行動規範や科学研究費等の使用ルールに関する理解が不足する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動規範等を院内のネットワーク及びホームページに掲載することにより、内容の浸透に努める</li> <li>科学研究費等の使用ルールについて、横浜市の適正な手続きに基づいて執行できるよう、関係各署と随時連携をとり周知を図る</li> </ul>	防止計画推進部署	年1回  随時
(5) モニタリングの在り方			
<ul style="list-style-type: none"> <li>不正防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングを行い、不正発生のリスクを除去する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査部門による通常監査を原則とするが、臨時の監査を認める</li> <li>内部監査の実施にあたっては、会計書類の形式的要件のチェック及び使用ルールとの照合を行う</li> <li>内部監査部門は、防止計画推進部署及び監事と連携して不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る</li> <li>内部監査部門は、使用ルールそのものにも改善すべきことがないか検証する</li> </ul>	内部監査部門	年1回

### 3 不正使用防止計画の点検・評価

防止計画推進部署は、統括管理責任者、倫理教育責任者、内部監査部門、監事と連携し、科学研究費等に係る不正使用を発生させる要因の把握に努め、適時、不正使用防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。